

賃割引一覧(2024年4月12日現在)

社名 (略称)	導入時期	主な割引	詳細等
西鉄	2017年4月	50%割引 (1~3級単独、1級は介助者1人も割引)	https://www.nishitetsu.jp/train/kippu/shougai/
近鉄	2023年4月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://www.kintetsu.co.jp/all_news/news_info/waribiki.pdf
京王	2023年10月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合)	https://www.keio.co.jp/train/ticket/discount/handicapped.html
東急	2023年10月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 25年4月より第1種は乗車券の他ICカード回数券定期券も対象	https://www.tokyu.co.jp/information/list/Pid%3Dpost_53676.html
京急	2023年10月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合)	https://www.keikyu.co.jp/report/2024/report2024041101.html
南海	2023年10月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://www.nankai.co.jp/news/230612.html
名鉄	2024年3月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに51%割引	https://www.meitetsu.co.jp/profile/news/2023/_icsFiles/afieldfile/2023/09/01/23-09-01seishinsyougaiwari.pdf
京成	2024年6月	50%割引 (1~3級単独・介助者同行とも)	https://www.keisei.co.jp/cms/files/keisei/MASTER/0110/6gwHPqHv.pdf
東京メトロ	2024年8月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://www.tokyometro.jp/news/images_h/metroNews240411_28.pdf
阪神	2025年1月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000002926.000005180.html
阪急	2025年1月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 101Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000425.000005181.html
JR	2025年4月	50%割引 (1種介助者同行の場合(101Km以上は単独利用で50%割引))	https://t.co/55AazdbzoG
東武	2025年4月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://www.tobu.co.jp/cms-pdf/news/20240409122014cKFJ6NNNhFrVDnYbTAwtYA.pdf
西武	2025年4月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 50Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://www.seiburailway.jp/file.jsp?id=21859
小田急	2025年4月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://www.odakyu.jp/news/b4fuqs0000001p7h-att/b4fuqs0000001p7o.pdf
相鉄	2025年4月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合)	https://www.sotetsu.co.jp/pressrelease/train/r24-62/
京阪	2025年4月	50%割引 (1級かつ介助者同行の場合) 100Km以上単独乗車は1・2級ともに50%割引	https://www.keihan.co.jp/corporate/release/upload/240411_keihan-railway.pdf

*厚生労働省は、ご指摘の第1種、第2種という概念については、現時点で何ら決まったものではありません。

しかし、身体障害者や知的障害者における運賃割引制度において、法令上の等級をもとにして、第1種、第2種というカテゴリーが設けられていることから、場合によっては、厚労省と国交省で協議して、解釈通知のようなものを出す必要もあるとのこと。